

2025年1月31日

内閣総理大臣 石破茂 様
外務大臣 岩屋毅 様
男女共同参画担当大臣 三原じゅん子様

女性会議中央本部
共同代表 奥 節代
中村ひろ子

国連の女性差別撤廃委員会（CEDAW）の勧告に対する 外務省の対応に抗議し、日本政府の誠実な対応を求めます

1月29日、外務省は、国連人権高等弁務官事務所（OHCHR）への日本の拠出金の使途から国連女性差別撤廃委員会（CEDAW）を除外すると通告したことを明らかにしました。外務省の北村俊博外務報道官は、男系男子の皇位継承を定めた皇室典範改正を同委員会が勧告したことへの抗議だと記者会見で発表し、予定していた CEDAW 委員の訪日プログラムの中止も表明しました。

勧告内容が日本政府の意に沿わないからといって、国連機関への拠出金使用を制限するという報復的な対応は、民主国家のすべき行為ではありません。まして、政府の意思を伝える好機でもある当該プログラムの中止は、日本が建設的対話を拒む独裁的国家であるというメッセージを世界に発信したのも同然だといえます。

私たちは、外務省の一連の対応に抗議し、一刻も早く本通告を撤回するよう求めるとともに、以下について要望します。

- ① この決定がなされた経過、決定機関、責任者を明らかにされたい。
- ② 今回の外務省の行為は国際的な日本の信用度と男女平等度を低下させ、ビジネスと人権の観点からも経済分野に悪影響をもたらす可能性があるが、内閣総理大臣、男女共同参画担当大臣は事態の收拾のため一刻も早く撤回に動かれたい。
- ③ 皇室典範は、国際法規と憲法の下位にある法律で、勧告の対象となるのは当然である。憲法・国際法に準拠した行政・立法を行うよう国会議員・閣僚・官僚の研修などを徹底されたい。
- ④ 女性差別撤廃委員会から出された、選択的夫婦別姓実現や男女差別賃金解消、米軍関係者による性暴力対策と被害者支援など、命とくらしに関わる重要な勧告に従い、一刻も早く行政・立法・司法の場で実施されたい。